# 【表紙】

| | |
|---|---|
| 【提出書類】 | 訂正有価証券届出書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長殿 |
| 【提出日】 | 平成26年11月7日提出 |
| 【発行者名】 | 野村アセットマネジメント株式会社 |
| 【代表者の役職氏名】 | ＣＥＯ兼執行役社長 渡邊　国夫 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都中央区日本橋一丁目１２番１号 |
| 【事務連絡者氏名】 | 松井　秀仁 |
| 【電話番号】 | 03-3241-9511 |
| 【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 | ノムラファンドマスターズ日本小型株 |
| 【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】 | 継続募集額(平成26年5月14日から平成27年5月8日まで)<br>8,000億円を上限とします。 |
| 【縦覧に供する場所】 | 該当事項はありません。 |

**１【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】**

**本日、半期報告書を提出いたしましたので、平成26年 5月13日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を更新するため、また、記載事項の一部に訂正事項がありますのでこれを訂正するため本訂正届出書を提出するものです。**

**２【訂正の内容】**

**原届出書の下記の記載事項につきましては内容を更新・訂正いたします。**
**第二部ファンド情報　第1ファンドの状況　5運用状況**

**なお、原届出書の「第二部ファンド情報　第3ファンドの経理状況」において「1財務諸表」につきましては「中間財務諸表」が追加され、「2ファンドの現況」につきましては内容を更新・訂正いたします。**

**また、それ以外の訂正事項につきましては、＜訂正前＞および＜訂正後＞に記載している下線部＿は訂正部分を示し、＜更新後＞の記載事項は原届出書の更新後の内容を示します。**

# 第二部【ファンド情報】

## 第１【ファンドの状況】

### １ファンドの性格

#### （３）ファンドの仕組み

＜更新後＞

■委託会社の概況(平成26年9月末現在)■

・名称

野村アセットマネジメント株式会社

・本店の所在の場所

東京都中央区日本橋一丁目12番１号

・資本金の額

17,180百万円

・会社の沿革

| | |
|---|---|
| 昭和34年(1959年)12月１日 | 野村證券投資信託委託株式会社として設立 |
| 平成９年(1997年)10月１日 | 投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更 |
| 平成12年(2000年)11月１日 | 野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更 |
| 平成15年（2003年）6月27日 | 委員会等設置会社へ移行 |

・大株主の状況

| 名称 | 住所 | 所有株式数 | 比率 |
|---|---|---|---|
| 野村ホールディングス株式会社 | 東京都中央区日本橋一丁目９番１号 | 5,150,693株 | 100% |

### ２投資方針

#### （１）投資方針

＜訂正前＞

**[1] 国内の株式を実質的な投資対象とする投資信託証券を主要投資対象とし、中長期的にわが国の小型株市場全体のパフォーマンス※を上回る投資成果を目指して、積極的な運用を行ないます。**

※ファンドは、Russell/Nomura　Small　Capインデックスをベンチマークとします。なお、ベンチマークは、わが国の株式市場の構造変化、インデックスの改廃等によっては今後見直す場合があります。
Russell/Nomura　Small　Capインデックスは、Russell/Nomura　日本株インデックスのサイズ別の指数です。
Russell/Nomura　Total　Market　インデックスは、わが国の全金融商品取引所上場銘柄の全時価総額の98%超をカバーしています。このうち、時価総額下位約15%の銘柄よりRussell/Nomura　Small　Capインデックスが構成されています。Russell/Nomura　日本株インデックスにおいて、「時価総額」は安定持ち株控除後の時価総額を指し、「PBR」は、自己資本の含みを修正したPBRを指します。

Russell/Nomura　日本株インデックス、Russell/Nomura　Small　Capインデックスはラッセル・インベストメントと野村證券株式会社が作成している株式の指数で、当該指数に関する一切の知的財産権その他一切の権利はラッセル・インベストメントと野村證券株式会社に帰属しております。また、ラッセル・インベストメントと野村證券株式会社は、当該インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

**[2] 投資信託証券への投資にあたっては、実質的に投資する国内の株式（当該投資信託証券を通じて実質的に投資する株式をいいます。）が主として小型株を中心とする中小型株から構成されることを意識して、投資を行うことを基本とします。なお、組入投資信託証券について適宜見直しを行います。**

◇投資信託証券への投資にあたっては、野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジーが優れていると判断した指定投資信託証券の中から、定性評価、定量評価等を勘案して選択した投資信託証券に分散投資を行なうことを基本とします。

◇指定投資信託証券は、定性評価、定量評価等を勘案して必要と判断した場合は、適宜見直しを行なう場合があります。この際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れたり、新たに主として有価証券に投資する投資信託証券等（ファンド設定時以降に設定された投資信託（投資法人を含みます。）を含みます。）が指定投資信託証券として指定される場合もあります。

◇投資信託証券への投資割合を高位に維持することを基本とします。

当初ポートフォリオ構築後は、投資信託証券への投資割合を、高位に維持することを基本とします。

また、実質的な国内の株式（投資信託証券を通じて実質的に保有する株式をいいます。）の組入れが概ね高位（通常90%以上とします。）となることを目途として、投資信託証券への投資を行うことを基本とします。

**[3] 運用にあたっては、野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社（以下「NFR&T」という場合があります。）に運用の指図に関する権限の一部を委託します。**

◆　委託する範囲　：投資信託証券の運用（指定投資信託証券の見直しを含む。）
◆　委託先名称　：野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社
◆　委託先所在地　：東京都中央区
◆　委託に係る費用　：上記の委託を受けた者が受ける報酬は、委託者が受ける報酬から、この信託の信託報酬支払いのときに支払うものとし、その報酬額は、ファンドの信託財産の平均純資産総額（月末純資産総額の平均値）に、次の率を乗じて得た額とします。

| 平均純資産総額 | 率 |
|---|---|
| 100億円以下の部分 | 年10,000分の27 |
| 100億円超の部分 | 年10,000分の29 |

※　運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更する場合があります。

**[4] 投資対象ファンドとファンド全体のリスク特性の状況を絶えずモニターし、継続的に投資比率を調整します。また、投資対象ファンドを適宜見直すことで、全体的な品質※の維持・向上を目指します。**

※運用体制、運用プロセス、情報開示等の観点から、定性的に評価するファンドの期待度・信頼度をいいま

す。

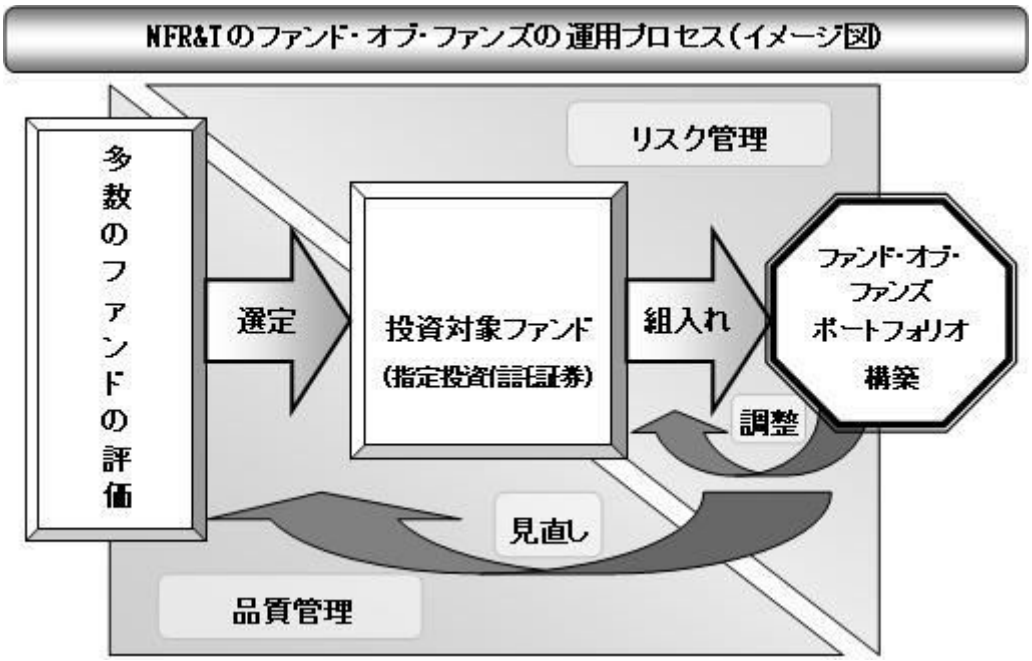


資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

**(参考)野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジーについて**

**■野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジーの概要■**

**◆野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社(NFR&T)は、ファンド・オブ・ファンズの運用を主たる業務とし、同時に、投資信託の分析評価、年金運用機関の調査・評価、オルタナティブ(代替)投資商品評価に携わる、野村グループの投資顧問会社です。**

**■NFR&Tのファンドの定性評価■**

**◆NFR&Tでは、過去の運用成績がただ単に「良かったか(悪かったか)」ではなく、「なぜ良かったか(悪かったか)」「(良かった場合)今後も継続するか」が大事だと考えています。そのために、多くのファンドについてその良さ(品質)を測る「定性評価」に取り組んでいます。評価には、経験と実績のある専任のファンド・アナリストがあたります。**

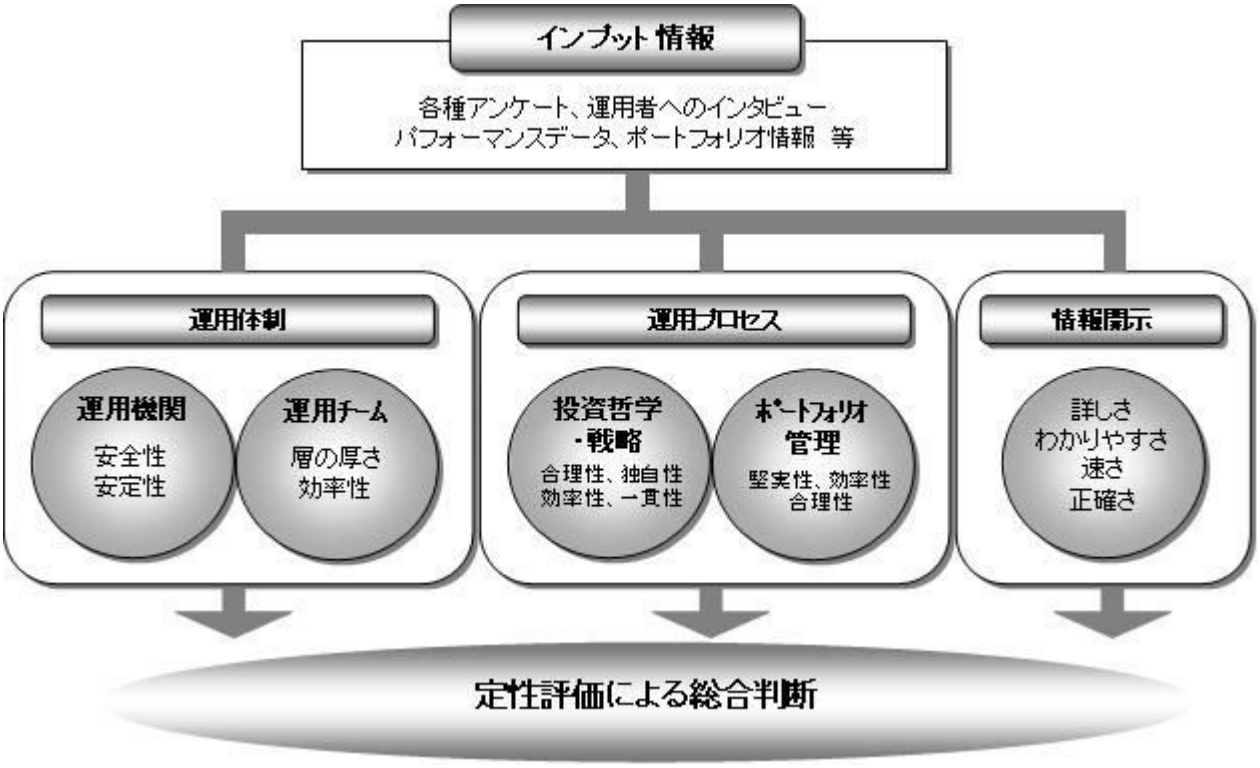


※上記の「NFR&Tのファンドの定性評価」の図は平成26年2月現在のものであり、今後変更となる場合があります。

＜訂正後＞

**[1] 国内の株式を実質的な投資対象とする投資信託証券を主要投資対象とし、中長期的にわが国の小型株市場全体のパフォーマンス※を上回る投資成果を目指して、積極的な運用を行ないます。**

※ファンドは、Russell/Nomura Small Capインデックスをベンチマークとします。なお、ベンチマークは、わが国の株式市場の構造変化、インデックスの改廃等によっては今後見直す場合があります。
Russell/Nomura Small Capインデックスは、Russell/Nomura 日本株インデックスのサイズ別の指数です。
Russell/Nomura Total Market インデックスは、わが国の全金融商品取引所上場銘柄の全時価総額の98%超をカバーしています。このうち、時価総額下位約15%の銘柄よりRussell/Nomura Small Capインデックスが構成されています。Russell/Nomura 日本株インデックスにおいて、「時価総額」は安定持ち株控除後の時価総額を指し、「PBR」は、自己資本の含みを修正したPBRを指します。

| |
|---|
| Russell/Nomura 日本株インデックス、Russell/Nomura Small Capインデックスはラッセル・インベストメントと野村證券株式会社が作成している株式の指数で、当該指数に関する一切の知的財産権その他一切の権利はラッセル・インベストメントと野村證券株式会社に帰属しております。また、ラッセル・インベストメントと野村證券株式会社は、当該インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。 |

**[2] 投資信託証券への投資にあたっては、実質的に投資する国内の株式（当該投資信託証券を通じて実質的に投資する株式をいいます。）が主として小型株を中心とする中小型株から構成されることを意識して、投資を行うことを基本とします。なお、組入投資信託証券について適宜見直しを行います。**

◇投資信託証券への投資にあたっては、野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジーが優れていると判断した指定投資信託証券の中から、定性評価、定量評価等を勘案して選択した投資信託証券に分散投資を行なうことを基本とします。

◇指定投資信託証券は、定性評価、定量評価等を勘案して必要と判断した場合は、適宜見直しを行な

う場合があります。この際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れたり、新たに主として有価証券に投資する投資信託証券等（ファンド設定時以降に設定された投資信託（投資法人を含みます。）を含みます。）が指定投資信託証券として指定される場合もあります。

◇投資信託証券への投資割合を高位に維持することを基本とします。

当初ポートフォリオ構築後は、投資信託証券への投資割合を、高位に維持することを基本とします。

また、実質的な国内の株式（投資信託証券を通じて実質的に保有する株式をいいます。）の組入れが概ね高位（通常90%以上とします。）となることを目途として、投資信託証券への投資を行うことを基本とします。

**[3] 運用にあたっては、野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社（以下「NFR&T」という場合があります。）に運用の指図に関する権限の一部を委託します。**

◆ 委託する範囲　：投資信託証券の運用（指定投資信託証券の見直しを含む。）
◆ 委託先名称　：野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社
◆ 委託先所在地　：東京都中央区
◆ 委託に係る費用　：上記の委託を受けた者が受ける報酬は、委託者が受ける報酬から、この信託の信託報酬支払いのときに支払うものとし、その報酬額は、ファンドの信託財産の平均純資産総額（月末純資産総額の平均値）に、次の率を乗じて得た額とします。

| 平均純資産総額 | 率 |
|---|---|
| 100億円以下の部分 | 年10,000分の27 |
| 100億円超の部分 | 年10,000分の29 |

※　運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更する場合があります。

**[4] 投資対象ファンドとファンド全体のリスク特性の状況を絶えずモニターし、継続的に投資比率を調整します。また、投資対象ファンドを適宜見直すことで、全体的な品質※の維持・向上を目指します。**

※運用体制、運用プロセス、情報開示等の観点から、定性的に評価するファンドの期待度・信頼度をいいま

す。

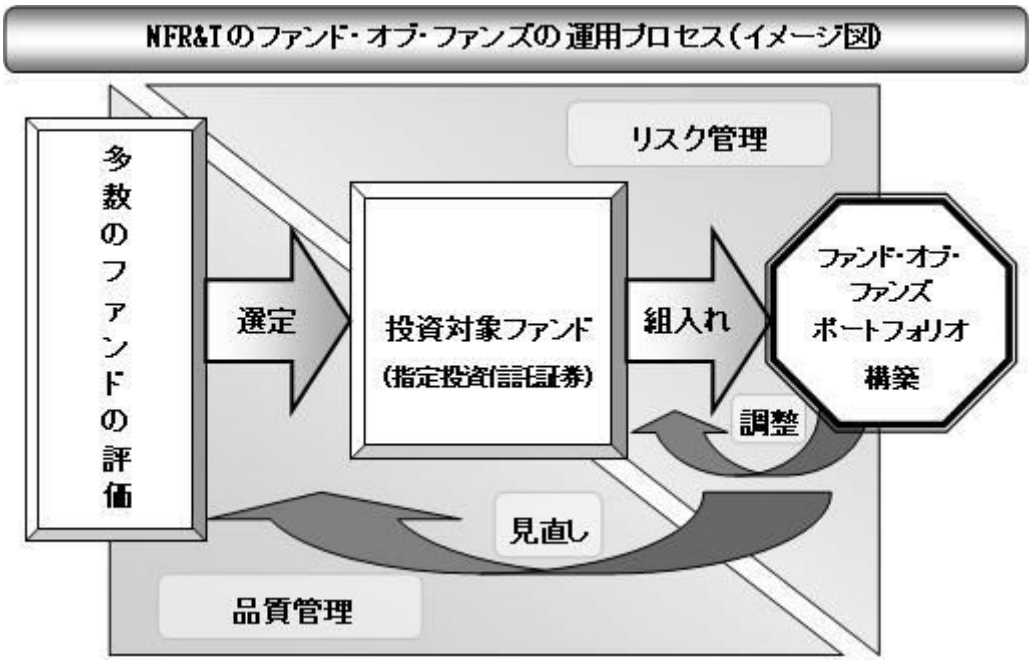


資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

**(参考)野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジーについて**

**■野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジーの概要■**

**◆野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社(NFR&T)は、ファンド・オブ・ファンズの運用を主たる業務とし、同時に、投資信託の分析評価、年金運用機関の調査・評価、オルタナティブ(代替)投資商品評価に携わる、野村グループの投資顧問会社です。**

**■NFR&Tのファンドの定性評価■**

**◆NFR&Tでは、過去の運用成績がただ単に「良かったか(悪かったか)」ではなく、「なぜ良かったか(悪かったか)」「(良かった場合)今後も継続するか」が大事だと考えています。そのために、多くのファンドについてその良さ(品質)を測る「定性評価」に取り組んでいます。評価には、経験と実績のある専任のファンド・アナリストがあたります。**

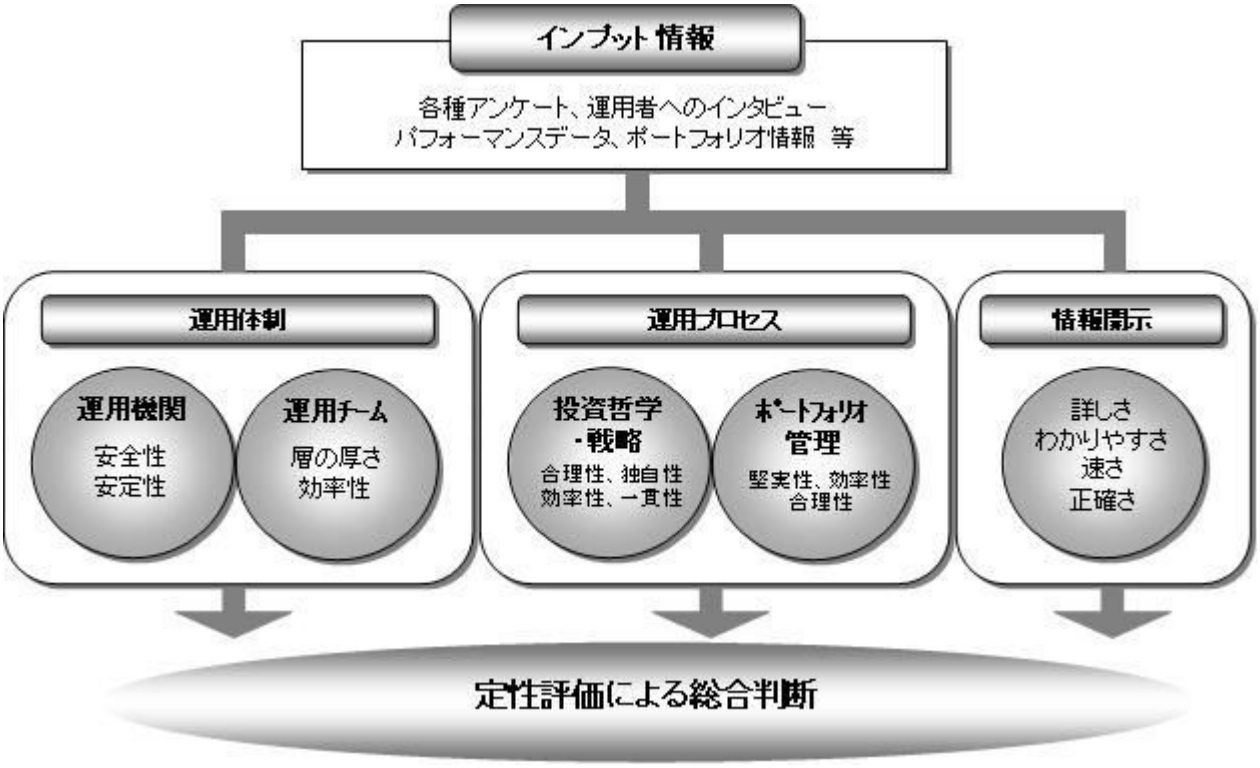


※上記の「NFR&Tのファンドの定性評価」の図は平成26年8月現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（２）投資対象

＜更新後＞

国内の株式を実質的な投資対象とする投資信託証券を主要投資対象とします。

◇ファンドは、以下に示す投資信託証券(以下「指定投資信託証券」といいます。)を主要投資対象とします。

| 指定投資信託証券 |
|---|
| 野村日本小型株ファンドF（適格機関投資家専用） |
| インベスコ 日本中小型成長株オープンF（適格機関投資家専用） |
| フィデリティ・中小型株・オープンF（適格機関投資家専用） |
| GS 計量日本小型株ファンドF（適格機関投資家専用） |
| アムンディ・ターゲット・ジャパン・ファンドF（適格機関投資家専用） |

※上記は平成26年11月 7日現在の指定投資信託証券の一覧です。今後、上記指定投資信託証券の一部が、名称変更となる場合、または繰上償還等により指定投資信託証券から除外される場合、あるいは、ここに記載された以外の投資信託証券が新たに指定投資信託証券に追加となる場合等があります。

◇指定投資信託証券の中には、直接株式市場に投資するものも、ファミリーファンド方式※でマザーファンドを通じて投資するものもあります。

※ファミリーファンド方式とは、投資家から投資された資金をまとめてベビーファンド（例えば「野

村日本小型株ファンドF」）とし、その資金をマザーファンド（例えば「野村日本小型株ファンドマザーファンド」）に投資して、実質的な運用を行なうしくみです。

◇なお、デリバティブの直接利用は行ないません。

①投資の対象とする資産の種類(約款第20条)

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限るものとします。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
   - イ．有価証券
   - ロ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
   - ハ．金銭債権（イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
   - イ．為替手形

②　有価証券の指図範囲(約款第21条第１項)

委託者は、信託金を、主として別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

③金融商品の指図範囲(約款第21条第２項)

委託者は、信託金を次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（上記「(2)投資対象 ②有価証券の指図範囲」に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

(参考)指定投資信託証券について

以下はファンドが投資を行なう投資信託証券（「指定投資信託証券」といいます。）の投資方針、関係法人、信託報酬等について、平成26年11月 7日現在で委託会社が知りうる情報等を基に記載したもの

です(個別に時点の記載がある場合を除きます。)。

今後、指定投資信託証券の各委託会社（運用会社）の都合等により、記載の内容が変更となる場合があります。

また、ここに記載した指定投資信託証券は上記日付現在のものであり、今後、繰上償還等により指定投資信託証券から除外される場合、あるいは、ここに記載された以外の投資信託証券が新たに指定投資信託証券に追加となる場合等があります。

◆以下の点につきましては、全ての指定投資信託証券に共通となっています。

| | |
|---|---|
| ファンドの関係法人のうち<br>＜販売会社＞ | 野村信託銀行株式会社 |
| ＜申込手数料＞ | 申込手数料はかかりません。 |
| 投資の基本方針のうち<br>＜収益分配方針＞ | 運用による収益は、期中に分配を行わず、信託終了時まで信託財産内に留保し、運用の基本方針に基づいて運用します。 |

※指定投資信託証券の名称について、「（適格機関投資家専用）」の部分を省略して記載する場合があります。また、「ファンド」という場合があります。
※指定投資信託証券の委託会社の概要については、後述の「指定投資信託証券の委託会社について」をご覧ください。
※指定投資信託証券の一部の受託会社について、信託事務処理の一部を他の信託銀行に再信託する場合があります。

## 野村日本小型株ファンドF（適格機関投資家専用）

### (A) ファンドの特色

ファンドは、親投資信託である野村日本小型株ファンド マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とし、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。
ファンドは、Russell/Nomura Small Cap インデックス（配当込み）をベンチマークとします。
ファンドは、「野村日本小型株ファンド マザーファンド」を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、株式等に直接投資する場合があります。

### (B) 信託期間

無期限（平成16年3月4日設定）

### (C) ファンドの関係法人

| 関係 | 名称 |
|---|---|
| 委託会社 | 野村アセットマネジメント株式会社 |
| 受託会社 | 野村信託銀行株式会社 |

### (D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.8964%（税抜年0.83%）の率を乗じて得た額とします。
上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

### (E) 投資方針等

（1）投資対象

わが国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）している小型株を中心としたわが国の株式を実質的な主要投資対象とします。

（2）投資態度

①主として小型株を中心としたわが国の株式に分散投資を行ない、中長期的にわが国の小型株市場全体のパフォーマンスを上回る投資成果を目指して、積極的な運用を行ないます。

②株式への投資にあたっては、主として個別企業の調査・分析等を中心とした「ボトムアップアプローチ」に基づいて、個別銘柄選定、ポートフォリオの構築等を行なうことを基本とします。

③個別銘柄の選定・組入れは、主として小型株を対象に、個別銘柄のバリュエーション（株価の割高・割安度合い）の観点に、収益性、成長性等の観点を加えた個別銘柄の分析・評価を行ない、流動性、市場動向等を勘案して、アクティブに行ないます。なお、銘柄の評価を優先しますが、業種分散等にも一定の配慮を行なう場合もあります。

④株式の実質組入比率は、高位を基本とします。市況動向等によっては株式投資の代替として転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債に投資する場合があります。非株式割合（株式以外の資産への実質投資割合）は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。

⑤資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（3）主な投資制限

①株式への実質投資割合には制限を設けません。

②外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。

③投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

④デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

## インベスコ　日本中小型成長株オープンF（適格機関投資家専用）

### (A) ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるインベスコ　日本中小型成長株　マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）への投資を通じて、主としてわが国の株式に実質的に投資を行ない、投資信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

ファンドは、Russell/Nomura Small Cap Growth インデックス（配当込み）をベンチマークとします。

ファンドは、マザーファンドを親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、直接株式等に投資する場合があります。

### (B) 信託期間

無期限（平成18年11月9日設定）

### (C) ファンドの関係法人

| 関係 | 名称 |
|---|---|
| 委託会社 | インベスコ・アセット・マネジメント株式会社 |
| 受託会社 | 三井住友信託銀行株式会社 |

### (D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.7668%（税抜年0.71%）の率を乗じて得た額とします。このほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

### (E) 投資方針等

⑴ 投資対象

マザーファンドを通じて、主としてわが国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）している中小型株を中心とするわが国の株式に投資します。

⑵ 投資態度

①主として、新興市場（JASDAQ市場、東証マザーズ等）上場銘柄を中心とする成長性溢れるわが国の株式などに投資を行ないます。

②継続的に高い利益成長をすることによって、新興市場から比較的早く東証一部に上場していくと見込まれる企業に長期投資します。

③時価総額約100億円～約2,000億円の企業に加え、新規公開銘柄を対象に、成長率・利益率・ROE（株主資本利益率）などにより調査対象銘柄を絞り込みます。さらに調査対象銘柄について、会社訪問・財務データ分析等を行い、コアウォッチ銘柄を決定します。

④コアウォッチ銘柄の中から、割安度、成長銘柄の分析指標などを考慮して、ポートフォリオを構築します。

（上記①から④の運用は、マザーファンドを通じて行います。）

⑤株式の実質組入比率は、原則として高位に保つことを基本とします。

⑥非株式割合（株式以外の資産への実質投資割合）は、原則として投資信託財産総額の50%以下とすることを基本とします。

⑦資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき、およびこれに準ずる事態が生じたとき、あるいは投資信託財産の規模が上記の運用を行なうに適さないものとなったときは、上記の運用ができない場合があります。

⑶ 主な投資制限

①株式への実質投資割合には制限を設けません。

②投資信託証券（マザーファンドを除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

③外貨建資産への投資は行ないません。

## フィデリティ・中小型株・オープンF（適格機関投資家専用）

### (A) ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるフィデリティ・中小型株・オープン・マザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてわが国の取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）に上場（これに準ずるものを含みます。）されている株式に実質的に投資を行ない、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

ファンドは、Russell/Nomura Mid-Small Cap インデックス（配当金込）をベンチマークとします。

ファンドは、「フィデリティ・中小型株・オープン・マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

### (B) 信託期間

無期限（平成13年8月28日設定）

### (C) ファンドの関係法人

| 関係 | 名称 |
|---|---|
| 委託会社 | フィデリティ投信株式会社 |
| 受託会社 | 野村信託銀行株式会社 |

### (D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、投資信託財産の純資産総額に年0.972%（税抜年0.90%）の率を乗じて得た額とします。（なお、税法が改正された場合等には、前記数値が変更になることがあります。）

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を投資信託財産から支払います。その他、投資信託財産に係る監査費用等を投資信託財産の純資産総額に対して年率0.10%（税込）を上限として投資信託財産から支払う場合があります（なお、当該上限率については変更する場合があります。）。

### (E) 投資方針等

（1）投資対象

わが国の取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている株式を実質的に主要な投資対象とします。

（2）投資態度（マザーファンドの投資態度を含みます。）

①わが国の株式のうち、主として中小型株に実質的に投資を行ないます。

②個別企業分析に基づき、比較的中・小規模の高成長企業（市場平均等に比較し高い成長力があり、その持続が長期的に可能と判断される企業）を選定し、利益等の成長性と比較して妥当と判断される株価水準で投資を行ないます。

③個別企業分析にあたっては、日本および世界の主要拠点のアナリストによる独自の企業調査情報を活用し、ポートフォリオ・マネージャーによる「ボトム・アップ・アプローチ」を重視した運用を行ないます。

④ポートフォリオ構築にあたっては、分散投資を基本としリスク分散を図ります。

⑤株式の実質組入比率は、原則として高位を維持します。

⑥資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

（3）主な投資制限

①株式への実質投資割合には制限を設けません。

②外貨建資産への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の30%以内とします。

③マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。

## GS 計量日本小型株ファンドF（適格機関投資家専用）

### (A) ファンドの特色

ファンドは、GS 計量日本小型株マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)への投資を通じて、主として日本の上場株式（これに準ずるものを含みます。）に投資し、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

ファンドは、Russell/Nomura Small Cap インデックス（配当込み）を運用上のベンチマークとし、ベンチマークの動きに連動しつつ、独自の計量モデルを用いたアクティブ運用により銘柄選択等を行い、付加価値の実現を目指します。

ファンドは、ファミリーファンド方式で運用します。

### (B) 信託期間

無期限（平成19年10月11日設定）

### (C) ファンドの関係法人

| 関係 | 名称 |
|---|---|
| 委託会社 | ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社 |
| 受託会社 | 三井住友信託銀行株式会社 |
| ファンドおよび<br>マザーファンドの<br>投資顧問会社 | ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー（GSAM ニューヨーク） |

### (D) 管理報酬等

（1）信託報酬

信託報酬は、信託財産の純資産総額に年0.6966%(税抜0.645%)を乗じて得た額とします。

（2）その他

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支払います。その他、信託財産に係る監査費用等として信託財産の純資産総額に対して年率0.05%を信託財産から支払います（なお、当該率については、年率0.05%を上限として変更する場合があります。）。

**(E) 投資方針等**

(1) 投資対象

日本の上場株式（これに準ずるものを含みます。）を実質的な主要投資対象とします。

(2) 投資態度

①Russell/Nomura Small Cap インデックス（配当込み）を運用上のベンチマークとし、ベンチマークの動きに連動しつつ、経済合理性に基づく独自の計量モデルを用いたアクティブ運用により、割安かどうか、株価に上昇の勢いがあるかどうかなど多角的な評価基準から企業を評価し銘柄選択を行うことで、リスク管理の枠組みの中で付加価値の実現を目指します。

②主として日本の上場株式（これに準ずるものを含みます。）に実質的に投資し、株式への実質投資割合(有価証券先物取引およびインデックス連動型上場投資信託等を含みます。)は、原則として高位に保ちます。

③ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー（GSAMニューヨーク）に日本株式の運用(デリバティブ取引等に係る運用を含みます。)の指図に関する権限を委託します。

④市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

①株式への実質投資割合には、制限を設けません。

②デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

③投資信託証券(マザーファンドの受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

④外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

⑤株式以外の資産への実質投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

## アムンディ・ターゲット・ジャパン・ファンドF（適格機関投資家専用）

**(A) ファンドの特色**

ファンドは、信託財産の中長期的な成長を目標として積極的な運用を行うことを目指します。

ファンドは、親投資信託であるアムンディ・ターゲット・ジャパン・マザーファンド受益証券（以下「マザーファンド」といいます。）への投資を通して、国内株式に分散投資を行うことにより、積極的に収益の獲得を目指します。

ファンドは、「アムンディ・ターゲット・ジャパン・マザーファンド」を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

**(B) 信託期間**

無期限（平成16年3月4日設定）

**(C) ファンドの関係法人**

| 関係 | 名称 |
|---|---|
| 委託会社 | アムンディ・ジャパン株式会社 |
| 受託会社 | 三菱UFJ信託銀行株式会社 |

**(D) 管理報酬等**

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.972%（税抜年0.9%）の率を乗じて得た額とします。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支払います。

**(E) 投資方針等**

（1）投資対象

わが国の金融商品取引所に上場されている株式および金融商品取引所に準ずる市場に上場されている株式を実質的な主要投資対象とします。

（2）投資態度

①企業の資産価値や収益力等から算出される投資価値と比較した株価の割安度（バリュー）に着目した銘柄選択を行い、さらに株主価値の増大を図る余力があると思われる銘柄を厳選し投資します。

②株式の実質組入比率は原則として高位を保ちます。

③資金動向、市況動向等の急変により上記の運用が困難となった場合、暫定的に上記と異なる運用を行う場合があります。

（3）主な投資制限

①株式への実質投資割合には、制限を設けません。

②外貨建資産への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の30%以内とします。

③投資信託証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。

## ■ベンチマークについて■

※Russell/Nomura Small Capインデックス（配当込み）、Russell/Nomura Small Cap Growthインデックス、Russell/Nomura Mid-Small Capインデックス（配当金込）はラッセル・インベストメントと野村證券株式会社が作成している株式の指数で、当該指数に関する一切の知的財産権その他一切の権利はラッセル・インベストメントと野村證券株式会社に帰属しております。また、ラッセル・インベストメントと野村證券株式会社は、当該インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

## ■指定投資信託証券の委託会社について■

◆指定投資信託証券の委託会社の沿革は、以下の通りです。

### 野村アセットマネジメント株式会社

| | |
|---|---|
| 昭和34年（1959年）12月 1日 | 野村證券投資信託委託株式会社として設立 |
| 平成 9年（1997年）10月 1日 | 投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット･マネジメント投信株式会社に商号を変更 |
| 平成12年（2000年）11月 1日 | 野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更 |
| 平成15年（2003年） 6月27日 | 委員会等設置会社へ移行 |

### インベスコ・アセット・マネジメント株式会社

| | |
|---|---|
| 昭和61（1986）年 | エイアイエム･トウキョウ株式会社（後のインベスコ投資顧問株式会社）設立 |
| 平成2(1990)年 | エイアイエム投信株式会社（後のインベスコ投信株式会社）設立 |
| 平成8(1996)年 | インベスコ投資顧問株式会社とインベスコ投信株式会社が合併し、インベスコ投信投資顧問株式会社に社名変更 |
| 平成10(1998)年 | エル･ジー･ティー投信･投資顧問株式会社と合併 |
| 平成26(2014)年 | インベスコ･アセット･マネジメント株式会社に社名変更 |

### フィデリティ投信株式会社

| | |
|---|---|
| 昭和61年（1986年） | フィデリティ投資顧問株式会社設立 |
| 昭和62年（1987年） | 投資顧問業登録 |
| 同年 | 投資一任業務の認可取得 |
| 平成7年（1995年） | 社名をフィデリティ投信株式会社に変更 |
| 同年 | 投資信託委託業務の免許を取得、投資顧問業務と投資信託委託業務を併営 |

| | |
|---|---|
| 平成19年（2007年） | 金融商品取引業者として登録 |

**ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社**

| | |
|---|---|
| 平成8年（1996年）2月6日 | 会社設立 |
| 平成14年（2002年）4月1日 | ゴールドマン・サックス・アセット・マネージメント・ジャパン・リミテッドの営業の全部を譲受け、商号をゴールドマン・サックス投信株式会社からゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社に変更 |

**アムンディ・ジャパン株式会社**

| | |
|---|---|
| 昭和46年（1971年）11月22日 | 山一投資カウンセリング株式会社設立 |
| 昭和55年（1980年） 1月 4日 | 山一投資カウンセリング株式会社から山一投資顧問株式会社へ社名変更 |
| 平成10年（1998年） 1月28日 | ソシエテ ジェネラル投資顧問株式会社（現アムンディ・ジャパンホールディング株式会社）が主要株主となる |
| 平成10年（1998年） 4月 1日 | 山一投資顧問株式会社からエスジー山一アセットマネジメント株式会社へ社名変更 |
| 平成10年（1998年）11月30日 | 証券投資信託委託会社の免許取得 |
| 平成16年（2004年） 8月 1日 | りそなアセットマネジメント株式会社と合併し、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社へ社名変更 |
| 平成19年（2007年） 9月30日 | 金融商品取引法の施行に伴い同法の規定に基づく金融商品取引業者の登録を行う |
| 平成22年（2010年） 7月1日 | クレディ・アグリコル　アセットマネジメント株式会社と合併し、アムンディ・ジャパン株式会社へ社名変更 |

４手数料等及び税金

（３）信託報酬等

＜更新後＞

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年10,000分の102.6(税抜年10,000分の95)の率(以下「信託報酬率」といいます。)を乗じて得た額とし、信託報酬の配分については、次の通り(税抜)とします。

| ＜委託会社＞ | ＜販売会社＞ | ＜受託会社＞ |
|---|---|---|
| 年10,000分の47 | 年10,000分の45 | 年10,000分の3 |

上記の信託報酬の総額は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。

また、投資顧問会社(NFR&T)が受ける報酬は、委託者が受ける報酬から支払うものとし、その報酬額は、ファンドの信託財産の平均純資産総額（月末純資産総額の平均値）に、次の率を乗じて得た額とします。

| 平均純資産総額 | 率 |
|---|---|
| 100億円以下の部分 | 年10,000分の27 |
| 100億円超の部分 | 年10,000分の29 |

なお、この他にファンドが投資対象とする投資信託証券に関しても信託報酬等がかかります。

**(参考)ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬**

| 指定投資信託証券の名称 | 信託報酬率<br>(税抜・年率) |
|---|---|
| 野村日本小型株ファンドF | 0.83% |
| インベスコ 日本中小型成長株オープンF | 0.71% |
| フィデリティ・中小型株・オープンF | 0.90% |
| GS 計量日本小型株ファンドF | 0.645% |
| アムンディ・ターゲット・ジャパン・ファンドF | 0.90% |

※指定投資信託証券の税込の信託報酬率については「（参考）指定投資信託証券について」の「管理報酬等」をご参照ください。

上記の信託報酬率は、平成26年11月 7日現在のものであり、今後変更となる場合もあります。

上記の他、監査費用等の費用も別途かかります。なお、申込手数料はかかりません。

ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬等の詳細については「(参考)指定投資信託証券について」をご覧ください。

なお、ファンドの信託報酬にファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬を加えた、受益者が実質的に負担する信託報酬率について、NFR&Tが試算した概算値は以下の通りです。

ただし、この値はあくまでも実質的な信託報酬率の目安であり、ファンドの実際の投資信託証券の組入れ状況によっては、実質的な信託報酬率は変動します。

| 実質的な信託報酬率（税込・年率）の概算値 |
|---|
| 1.90%±0.10%程度 |

＊上記の実質的な信託報酬率の概算値は、平成26年11月 7日現在のものであり、指定投資信託証券の変更等により今後変更となる場合があります。

## ５運用状況

以下は平成26年 9月30日現在の運用状況であります。
また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

### （１）投資状況

| 資産の種類 | 国／地域 | 時価合計（円） | 投資比率（%） |
|---|---|---|---|
| 投資信託受益証券 | 日本 | 6,081,842,752 | 99.14 |
| 現金・預金・その他資産（負債控除後） | ― | 52,280,310 | 0.85 |
| 合計（純資産総額） | | 6,134,123,062 | 100.00 |

### （２）投資資産

①投資有価証券の主要銘柄

| 順位 | 国／地域 | 種類 | 銘柄名 | 数量 | 簿価単価(円) | 簿価金額(円) | 評価単価(円) | 評価金額(円) | 投資比率(%) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 日本 | 投資信託受益証券 | GS 計量日本小型株ファンドF（適格機関投資家専用） | 175,433 | 12,881 | 2,259,773,524 | 14,586 | 2,558,865,738 | 41.71 |
| 2 | 日本 | 投資信託受益証券 | 野村日本小型株ファンドF（適格機関投資家専用） | 59,360 | 17,894 | 1,062,189,620 | 21,581 | 1,281,048,160 | 20.88 |
| 3 | 日本 | 投資信託受益証券 | アムンディ・ターゲット・ジャパン・ファンドF（適格機関投資家専用） | 41,540 | 18,868 | 783,801,644 | 23,542 | 977,934,680 | 15.94 |
| 4 | 日本 | 投資信託受益証券 | フィデリティ・中小型株・オープンF（適格機関投資家専用） | 48,724 | 15,782 | 768,968,014 | 18,008 | 877,421,792 | 14.30 |
| 5 | 日本 | 投資信託受益証券 | インベスコ 日本中小型成長株オープンF（適格機関投資家専用） | 32,314 | 11,705 | 378,235,370 | 11,963 | 386,572,382 | 6.30 |

**種類別及び業種別投資比率**

| 種類 | 投資比率(%) |
|---|---|
| 投資信託受益証券 | 99.14 |
| 合　　計 | 99.14 |

**②投資不動産物件**

**該当事項はありません。**

**③その他投資資産の主要なもの**

**該当事項はありません。**

## （３）運用実績

**①純資産の推移**

**平成26年9月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。**

| | 純資産総額（百万円） | | 1口当たり純資産額(円) | |
|---|---|---|---|---|
| | （分配落） | （分配付） | （分配落） | （分配付） |
| 第1計算期間　(2005年 2月15日) | 78,595 | 79,809 | 1.1649 | 1.1829 |
| 第2計算期間　(2006年 2月15日) | 47,965 | 49,859 | 1.5576 | 1.6191 |
| 第3計算期間　(2007年 2月15日) | 41,003 | 42,205 | 1.3647 | 1.4047 |
| 第4計算期間　(2008年 2月15日) | 18,138 | 18,138 | 0.9470 | 0.9470 |
| 第5計算期間　(2009年 2月16日) | 9,768 | 9,768 | 0.6406 | 0.6406 |
| 第6計算期間　(2010年 2月15日) | 8,505 | 8,505 | 0.7619 | 0.7619 |
| 第7計算期間　(2011年 2月15日) | 6,934 | 6,934 | 0.8500 | 0.8500 |
| 第8計算期間　(2012年 2月15日) | 4,979 | 4,979 | 0.7617 | 0.7617 |
| 第9計算期間　(2013年 2月15日) | 5,239 | 5,239 | 0.9074 | 0.9074 |
| 第10計算期間　(2014年 2月17日) | 6,534 | 6,578 | 1.1978 | 1.2058 |
| 2013年 9月末日 | 7,384 | — | 1.2184 | — |
| 10月末日 | 6,995 | — | 1.2097 | — |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 11月末日 | 6,991 | — | 1.2389 | — |
| 12月末日 | 6,979 | — | 1.2712 | — |
| 2014年 1月末日 | 6,880 | — | 1.2596 | — |
| 2月末日 | 6,683 | — | 1.2224 | — |
| 3月末日 | 6,458 | — | 1.2157 | — |
| 4月末日 | 6,312 | — | 1.1953 | — |
| 5月末日 | 6,345 | — | 1.2087 | — |
| 6月末日 | 6,232 | — | 1.2727 | — |
| 7月末日 | 6,149 | — | 1.3207 | — |
| 8月末日 | 6,058 | — | 1.3291 | — |
| 9月末日 | 6,134 | — | 1.3772 | — |

②分配の推移

| | 計算期間 | 1口当たりの分配金 |
|---|---|---|
| 第1計算期間 | 2004年 3月 5日～2005年 2月15日 | 0.0180円 |
| 第2計算期間 | 2005年 2月16日～2006年 2月15日 | 0.0615円 |
| 第3計算期間 | 2006年 2月16日～2007年 2月15日 | 0.0400円 |
| 第4計算期間 | 2007年 2月16日～2008年 2月15日 | 0.0000円 |
| 第5計算期間 | 2008年 2月16日～2009年 2月16日 | 0.0000円 |
| 第6計算期間 | 2009年 2月17日～2010年 2月15日 | 0.0000円 |
| 第7計算期間 | 2010年 2月16日～2011年 2月15日 | 0.0000円 |
| 第8計算期間 | 2011年 2月16日～2012年 2月15日 | 0.0000円 |
| 第9計算期間 | 2012年 2月16日～2013年 2月15日 | 0.0000円 |
| 第10計算期間 | 2013年 2月16日～2014年 2月17日 | 0.0080円 |

③収益率の推移

| | 計算期間 | 収益率 |
|---|---|---|
| 第1計算期間 | 2004年 3月 5日～2005年 2月15日 | 18.3% |
| 第2計算期間 | 2005年 2月16日～2006年 2月15日 | 39.0% |
| 第3計算期間 | 2006年 2月16日～2007年 2月15日 | △9.8% |
| 第4計算期間 | 2007年 2月16日～2008年 2月15日 | △30.6% |
| 第5計算期間 | 2008年 2月16日～2009年 2月16日 | △32.4% |
| 第6計算期間 | 2009年 2月17日～2010年 2月15日 | 18.9% |
| 第7計算期間 | 2010年 2月16日～2011年 2月15日 | 11.6% |
| 第8計算期間 | 2011年 2月16日～2012年 2月15日 | △10.4% |
| 第9計算期間 | 2012年 2月16日～2013年 2月15日 | 19.1% |
| 第10計算期間 | 2013年 2月16日～2014年 2月17日 | 32.9% |
| 第11期（中間期） | 2014年 2月18日～2014年 8月17日 | 8.8% |

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

## （４）設定及び解約の実績

| | 計算期間 | 設定口数 | 解約口数 | 発行済み口数 |
|---|---|---|---|---|
| 第1計算期間 | 2004年 3月 5日～2005年 2月15日 | 99,428,621,576 | 31,959,746,421 | 67,468,875,155 |
| 第2計算期間 | 2005年 2月16日～2006年 2月15日 | 17,169,515,060 | 53,843,201,311 | 30,795,188,904 |
| 第3計算期間 | 2006年 2月16日～2007年 2月15日 | 13,101,443,328 | 13,851,082,686 | 30,045,549,546 |
| 第4計算期間 | 2007年 2月16日～2008年 2月15日 | 3,440,651,948 | 14,333,232,933 | 19,152,968,561 |
| 第5計算期間 | 2008年 2月16日～2009年 2月16日 | 432,169,081 | 4,335,868,510 | 15,249,269,132 |
| 第6計算期間 | 2009年 2月17日～2010年 2月15日 | 300,946,202 | 4,386,731,567 | 11,163,483,767 |
| 第7計算期間 | 2010年 2月16日～2011年 2月15日 | 48,695,710 | 3,053,410,082 | 8,158,769,395 |
| 第8計算期間 | 2011年 2月16日～2012年 2月15日 | 51,196,790 | 1,671,838,267 | 6,538,127,918 |
| 第9計算期間 | 2012年 2月16日～2013年 2月15日 | 256,153,106 | 1,020,164,304 | 5,774,116,720 |
| 第10計算期間 | 2013年 2月16日～2014年 2月17日 | 1,326,629,939 | 1,645,349,001 | 5,455,397,658 |
| 第11期（中間期） | 2014年 2月18日～2014年 8月17日 | 83,453,564 | 927,756,844 | 4,611,094,378 |

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

≪参考情報≫

＜更新後＞

## 運用実績 （2014年9月30日現在）

### 基準価額・純資産の推移 （日次）

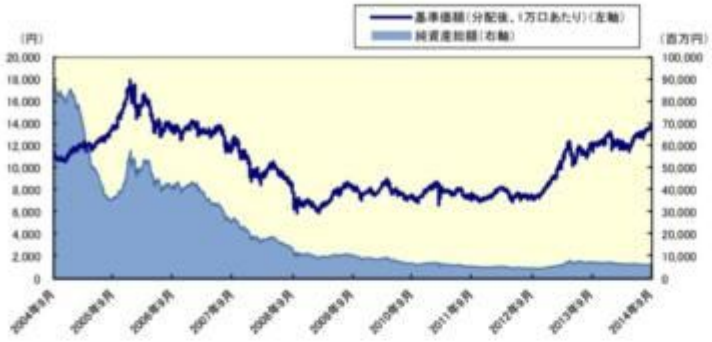


### 分配の推移 （1万口あたり、課税前）

| | |
|---|---|
| 2014年2月 | 80 円 |
| 2013年2月 | 0 円 |
| 2012年2月 | 0 円 |
| 2011年2月 | 0 円 |
| 2010年2月 | 0 円 |
| 設定来累計 | 1,275 円 |

### 主要な資産の状況

銘柄別投資比率

| 順位 | 銘柄<br>（「適格機関投資家専用」を省略しております。） | 投資比率<br>（%） |
|---|---|---|
| 1 | GS 計量日本小型株ファンドF | 41.7 |
| 2 | 野村日本小型株ファンドF | 20.9 |
| 3 | アムンディ・ターゲット・ジャパン・ファンドF | 15.9 |
| 4 | フィデリティ・中小型株・オープンF | 14.3 |
| 5 | インベスコ 日本中小型成長株オープンF | 6.3 |

### 年間収益率の推移 （暦年ベース）

・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
・2014年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

## 第２【管理及び運営】

### ３資産管理等の概要

### （５）その他

＜更新後＞

(a)ファンドの繰上償還条項

委託者は、信託契約の一部解約により受益権の口数が30億口を下回った場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(b)信託期間の終了

(ⅰ)委託者は、上記「(a)ファンドの繰上償還条項」に従い信託期間を終了させるには、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(ⅱ)上記(ⅰ)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

(ⅲ)上記(ⅱ)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記(a)の信託契約の解約をしません。

(ⅳ)委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(ⅴ)上記(ⅱ)から(ⅳ)までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(ⅱ)の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(ⅵ)委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

(ⅶ)委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(d)信託約款の変更(ⅳ)」に該当する場合を除き、その委託者と受託者との間において存続します。

(ⅷ)受託者が委託者の承諾を受けてその任務を辞任する場合、または、委託者または受益者が裁判所に受託者の解任を請求し裁判所が受託者を解任した場合、委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(c)運用報告書

委託者は、ファンドの決算時および償還時に運用報告書（交付運用報告書を作成している場合は交付運用報告書）を作成し、知られたる受益者に対して交付します。

(d)信託約款の変更

(ⅰ)委託者は、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

(ⅱ)委託者は、上記(ⅰ)の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(iii)上記(ⅱ)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

(iv)上記(iii)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記(ⅰ)の信託約款の変更をしません。

(ⅴ)委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

(vi)委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記(ⅰ)から(ⅴ)までの規定にしたがいます。

(e)公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

http://www.nomura-am.co.jp/

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(f)反対者の買取請求権

ファンドの信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、前述の「(b)信託期間の終了」(ⅰ)または「(d)信託約款の変更」(ⅱ)に規定する公告または書面に付記します。

(g)関係法人との契約の更新に関する手続

(ⅰ)委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の３ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則１年毎に自動的に更新されるものとします。

(ⅱ)委託者と投資顧問会社との間で締結する「運用指図に関する権限の委託契約」は、契約終了の３ヵ月前までに当事者の一方から更新しない旨を書面によって通知がない限り、１年毎に自動的に更新されるものとします。但し、当該契約はファンドの償還日に終了するものとします。

＜更新後＞

＜ファンドの信託約款の変更＞

平成26年12月1日適用で下記の内容等の約款変更を予定しております。（下線部＿＿＿＿は変更部分を、「●」は信託約款において該当する条項の番号を示します。）

○新設

| （変更後） | （変更前） |
|---|---|

| | |
|---|---|
| **（運用報告書に記載すべき事項の提供）**<br>**第●条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。**<br>**②　前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。** | **＜新設＞** |

## 第３【ファンドの経理状況】

### ノムラファンドマスターズ日本小型株

(１)当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)(以下「中間財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第38条の3および第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(２)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第11期中間計算期間(平成26年2月18日から平成26年8月17日まで)の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

### 中間財務諸表

### ノムラファンドマスターズ日本小型株

#### （１）中間貸借対照表

（単位：円）

| | 第11期中間計算期間末<br>(平成26年 8月17日現在) |
|---|---|
| 資産の部 | |
| 流動資産 | |
| コール・ローン | 79,485,114 |
| 投資信託受益証券 | 5,966,365,037 |
| 未収利息 | 145 |
| 流動資産合計 | 6,045,850,296 |
| 資産合計 | 6,045,850,296 |
| 負債の部 | |
| 流動負債 | |
| 未払解約金 | 4,443,263 |
| 未払受託者報酬 | 998,565 |
| 未払委託者報酬 | 30,622,563 |
| その他未払費用 | 99,795 |
| 流動負債合計 | 36,164,186 |
| 負債合計 | 36,164,186 |
| 純資産の部 | |
| 元本等 | |
| 元本 | 4,611,094,378 |
| 剰余金 | |
| 中間剰余金又は中間欠損金（△） | 1,398,591,732 |
| （分配準備積立金） | 418,337,682 |
| 元本等合計 | 6,009,686,110 |
| 純資産合計 | 6,009,686,110 |
| 負債純資産合計 | 6,045,850,296 |

#### （２）中間損益及び剰余金計算書

（単位：円）

| | 第11期中間計算期間<br>自　平成26年 2月18日<br>至　平成26年 8月17日 |
|---|---|
| 営業収益 | |
| 受取利息 | 26,184 |
| 有価証券売買等損益 | 567,367,649 |
| 営業収益合計 | 567,393,833 |
| 営業費用 | |

| | 第11期中間計算期間<br>自　平成26年 2月18日<br>至　平成26年 8月17日 |
|---|---|
| 受託者報酬 | 998,565 |
| 委託者報酬 | 30,622,563 |
| その他費用 | 99,795 |
| 営業費用合計 | 31,720,923 |
| 営業利益又は営業損失（△） | 535,672,910 |
| 経常利益又は経常損失（△） | 535,672,910 |
| 中間純利益又は中間純損失（△） | 535,672,910 |
| 一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△） | 51,427,535 |
| 期首剰余金又は期首欠損金（△） | 1,079,339,651 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 15,806,046 |
| 中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 15,806,046 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 180,799,340 |
| 中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 180,799,340 |
| 分配金 | - |
| 中間剰余金又は中間欠損金（△） | 1,398,591,732 |

（３）中間注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

| | |
|---|---|
| １.運用資産の評価基準及び評価方法 | 投資信託受益証券<br>基準価額で評価しております。 |
| ２.費用・収益の計上基準 | 有価証券売買等損益<br>約定日基準で計上しております。 |
| ３.金融商品の時価等に関する事項の補足説明 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 |
| ４.その他 | 当ファンドの中間計算期間は、平成26年 2月18日から平成26年 8月17日までとなっております。 |

（中間貸借対照表に関する注記）

| 第11期中間計算期間末<br>平成26年 8月17日現在 | |
|---|---|
| １．　中間計算期間の末日における受益権の総数 | 4,611,094,378口 |
| ２．　中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 | |
| 1口当たり純資産額 | 1.3033円 |
| (10,000口当たり純資産額) | (13,033円) |

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

| 第11期中間計算期間<br>自 平成26年 2月18日<br>至 平成26年 8月17日 |
|---|
| １.運用の外部委託費用<br>信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用<br>支払金額　8,359,111円 |

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

| 第11期中間計算期間末<br>平成26年 8月17日現在 |
|---|
| １．中間貸借対照表計上額、時価及び差額<br>中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。<br>２．時価の算定方法<br>投資信託受益証券<br>（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。<br>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務<br>これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。 |

（その他の注記）

１ 元本の移動

| 第11期中間計算期間<br>自 平成26年 2月18日<br>至 平成26年 8月17日 | |
|---|---|
| 期首元本額 | 5,455,397,658円 |
| 期中追加設定元本額 | 83,453,564円 |
| 期中一部解約元本額 | 927,756,844円 |

２ デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

２ファンドの現況

純資産額計算書

平成26年 9月30日現在

| | |
|---|---|
| Ⅰ　資産総額 | 6,176,593,387円 |
| Ⅱ　負債総額 | 42,470,325円 |
| Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ） | 6,134,123,062円 |
| Ⅳ　発行済口数 | 4,454,092,086口 |
| Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ） | 1.3772円 |

# 第三部【委託会社等の情報】

## 第１【委託会社等の概況】

### １委託会社等の概況

＜更新後＞

(1)資本金の額

平成26年9月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数　　20,000,000株

発行済株式総数　　5,150,693株

過去５年間における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2)会社の機構

(a)会社の意思決定機構

当社は委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表執行役ならびに執行役、指名委員会、監査委員会および報酬委員会をおきますが、代表取締役および監査役会は設けません。各機関の権限は以下のとおりであります。

**株主総会**

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

**取締役会**

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また執行役・代表執行役、各委員会の委員等を選任し、取締役および執行役の職務の執行を監督します。

**代表執行役・執行役**

各執行役は、当社の業務の執行を行います。代表執行役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表執行役および執行役で構成される経営会議および執行役会が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役会で選定された執行役員が含まれます。

**委員会**

取締役３名以上（但し、各委員につき過半数は社外取締役であって執行役でない者）で構成され、イ）指名委員会は、株主総会に提出する取締役の選任・解任・不再任に関する議案の内容を決定し、ロ）報酬委員会は取締役・執行役が受ける個人別の報酬の決定に関する方針を定め、かつそれに従って各報酬の内容を決定し、ハ）監査委員会は取締役・執行役の職務執行の適法性ならびに妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容を決定します。

(b)投資信託の運用体制

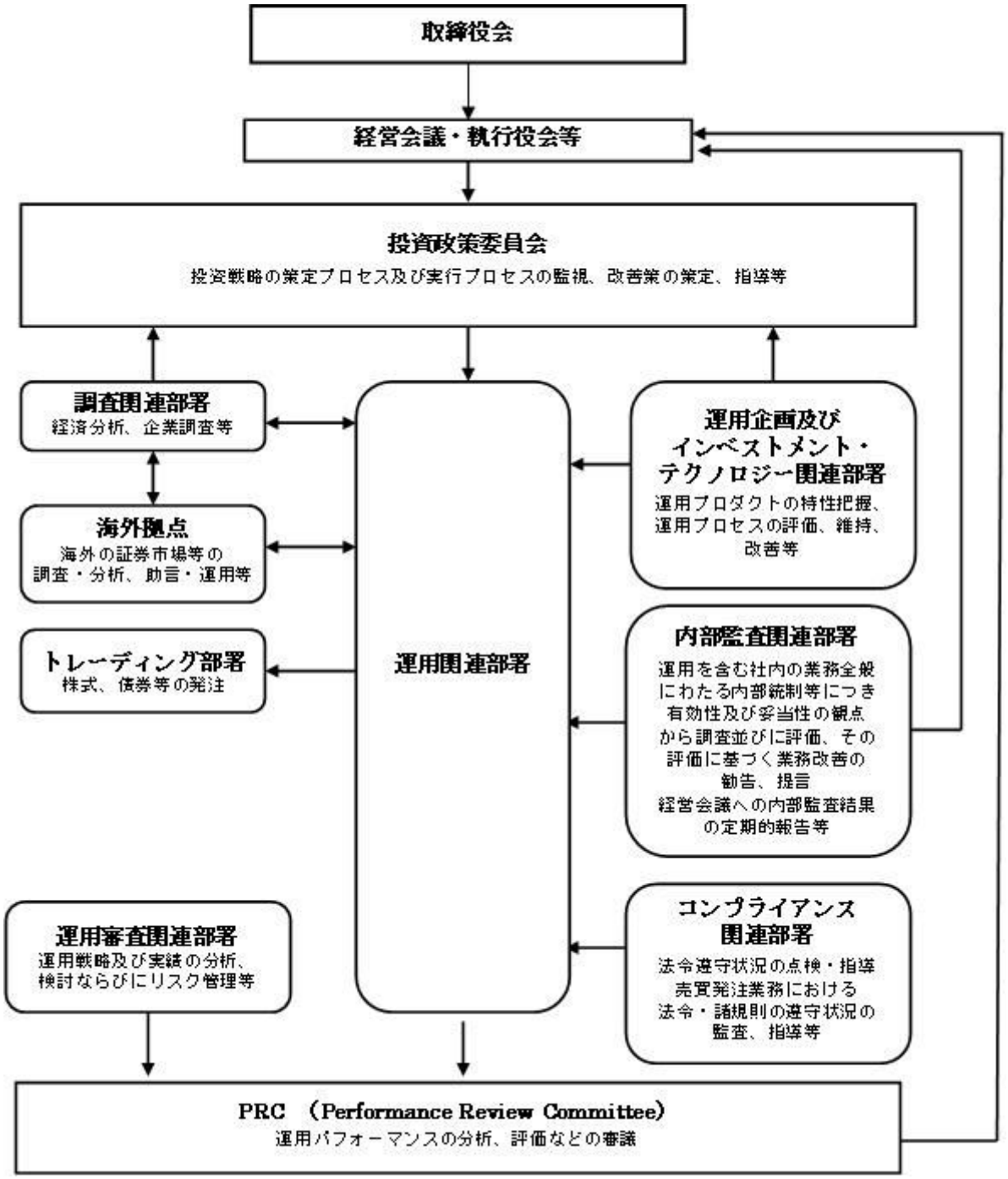


## ２事業の内容及び営業の概況

＜更新後＞

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は平成26年8月29日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)。

| 種類 | 本数 | 純資産総額(百万円) |
|---|---|---|
| 追加型株式投資信託 | 834 | 14,870,287 |
| 単位型株式投資信託 | 45 | 225,869 |
| 追加型公社債投資信託 | 18 | 6,383,566 |
| 単位型公社債投資信託 | 58 | 593,279 |
| 合計 | 955 | 22,073,000 |

３委託会社等の経理状況

＜更新後＞

１．委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第２条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年８月６日内閣府令第52号)により作成しております。

なお、当事業年度（平成25年４月１日から平成26年３月31日まで）の財務諸表に含まれる比較情報については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成24年９月21日内閣府令第61号）附則第２条第２項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

２．財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

３．委託会社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、当事業年度(平成25年４月１日から平成26年３月31日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

（１）貸借対照表

| | | 前事業年度<br>(平成25年３月31日) | | 当事業年度<br>(平成26年３月31日) | |
|---|---|---|---|---|---|
| 区分 | 注記番号 | 金額(百万円) | | 金額(百万円) | |
| (資産の部) | | | | | |
| 流動資産 | | | | | |
| 現金・預金 | | | 333 | | 247 |
| 金銭の信託 | | | 51,061 | | 51,758 |
| 有価証券 | | | 4,500 | | 11,800 |
| 前払金 | | | - | | 0 |
| 前払費用 | | | 29 | | 28 |
| 未収入金 | | | 271 | | 287 |
| 未収委託者報酬 | | | 8,651 | | 10,741 |
| 未収収益 | | | 4,224 | | 5,999 |
| 繰延税金資産 | | | 1,504 | | 2,010 |
| その他 | | | 12 | | 159 |
| 貸倒引当金 | | | △6 | | △8 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 流動資産計 | | | 70,582 | | 83,026 |
| 固定資産 | | | | | |
| 有形固定資産 | | | 1,470 | | 1,508 |
| 建物 | ※２ | 485 | | 442 | |
| 器具備品 | ※２ | 985 | | 1,065 | |
| 無形固定資産 | | | 8,458 | | 8,249 |
| ソフトウェア | | 8,457 | | 8,248 | |
| 電話加入権 | | 1 | | 1 | |
| その他 | | 0 | | 0 | |
| 投資その他の資産 | | | 21,443 | | 22,052 |
| 投資有価証券 | | 9,061 | | 11,747 | |
| 関係会社株式 | | 12,092 | | 9,609 | |
| 従業員長期貸付金 | | 29 | | 35 | |
| 長期差入保証金 | | 55 | | 50 | |
| 長期前払費用 | | 19 | | 80 | |
| 前払年金費用 | | - | | 347 | |
| その他 | | 184 | | 181 | |
| 貸倒引当金 | | △0 | | △0 | |
| 固定資産計 | | | 31,373 | | 31,810 |
| 資産合計 | | | 101,956 | | 114,837 |

| | | 前事業年度<br>(平成25年３月31日) | | 当事業年度<br>(平成26年３月31日) | |
|---|---|---|---|---|---|
| 区分 | 注記番号 | 金額(百万円) | | 金額(百万円) | |
| (負債の部) | | | | | |
| 流動負債 | | | | | |
| 短期借入金 | | | 3,000 | | - |
| 関係会社短期借入金 | | | 2,000 | | - |
| 預り金 | | | 102 | | 106 |
| 未払金 | ※１ | | 6,481 | | 9,720 |
| 未払収益分配金 | | 3 | | 2 | |
| 未払償還金 | | 42 | | 33 | |
| 未払手数料 | | 3,764 | | 4,493 | |
| その他未払金 | | 2,671 | | 5,191 | |
| 未払費用 | ※１ | | 6,979 | | 8,420 |
| 未払法人税等 | | | 763 | | 1,960 |
| 賞与引当金 | | | 3,109 | | 3,984 |
| 流動負債計 | | | 22,436 | | 24,191 |
| 固定負債 | | | | | |
| 退職給付引当金 | | | 813 | | - |
| 時効後支払損引当金 | | | 495 | | 505 |
| 繰延税金負債 | | | 1,640 | | 3,211 |
| 固定負債計 | | | 2,948 | | 3,716 |
| 負債合計 | | | 25,385 | | 27,907 |
| (純資産の部) | | | | | |
| 株主資本 | | | 71,942 | | 80,249 |
| 資本金 | | | 17,180 | | 17,180 |
| 資本剰余金 | | | 11,729 | | 11,729 |
| 資本準備金 | | 11,729 | | 11,729 | |
| 利益剰余金 | | | 43,032 | | 51,339 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 利益準備金 | | 685 | | 685 | |
| その他利益剰余金 | | 42,347 | | 50,654 | |
| 別途積立金 | | 24,606 | | 24,606 | |
| 繰越利益剰余金 | | 17,740 | | 26,048 | |
| 評価・換算差額等 | | | 4,628 | | 6,679 |
| その他有価証券評価差額金 | | | 4,659 | | 6,679 |
| 繰延ヘッジ損益 | | | △30 | | - |
| 純資産合計 | | | 76,570 | | 86,929 |
| 負債・純資産合計 | | | 101,956 | | 114,837 |

（２）損益計算書

| | | 前事業年度<br>(自　平成24年４月１日<br>至　平成25年３月31日) | | 当事業年度<br>(自　平成25年４月１日<br>至　平成26年３月31日) | |
|---|---|---|---|---|---|
| 区分 | 注記番号 | 金額(百万円) | | 金額(百万円) | |
| 営業収益 | | | | | |
| 委託者報酬 | | | 74,067 | | 87,258 |
| 運用受託報酬 | | | 17,516 | | 24,589 |
| その他営業収益 | | | 163 | | 188 |
| 営業収益計 | | | 91,747 | | 112,036 |
| 営業費用 | | | | | |
| 支払手数料 | | | 37,925 | | 44,194 |
| 広告宣伝費 | | | 768 | | 793 |
| 公告費 | | | 0 | | 0 |
| 受益証券発行費 | | | 5 | | 6 |
| 調査費 | | | 16,591 | | 20,794 |
| 調査費 | | 1,138 | | 1,250 | |
| 委託調査費 | | 15,453 | | 19,544 | |
| 委託計算費 | | | 903 | | 941 |
| 営業雑経費 | | | 2,616 | | 2,926 |
| 通信費 | | 199 | | 188 | |
| 印刷費 | | 1,057 | | 948 | |
| 協会費 | | 76 | | 76 | |
| 諸経費 | | 1,282 | | 1,712 | |
| 営業費用計 | | | 58,810 | | 69,656 |
| 一般管理費 | | | | | |
| 給料 | | | 10,039 | | 11,091 |
| 役員報酬 | ※２ | 229 | | 292 | |
| 給料・手当 | | 6,696 | | 6,823 | |
| 賞与 | | 3,114 | | 3,975 | |
| 交際費 | | | 122 | | 131 |
| 旅費交通費 | | | 446 | | 454 |
| 租税公課 | | | 289 | | 387 |
| 不動産賃借料 | | | 1,242 | | 1,212 |
| 退職給付費用 | | | 1,067 | | 1,069 |
| 固定資産減価償却費 | | | 4,106 | | 3,518 |
| 諸経費 | | | 6,273 | | 6,596 |
| 一般管理費計 | | | 23,589 | | 24,460 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 営業利益 | | | 9,347 | | 17,919 |

| | | 前事業年度<br>(自　平成24年４月１日<br>至　平成25年３月31日) | | 当事業年度<br>(自　平成25年４月１日<br>至　平成26年３月31日) | |
|---|---|---|---|---|---|
| 区分 | 注記番号 | 金額(百万円) | | 金額(百万円) | |
| 営業外収益 | | | | | |
| 受取配当金 | ※１ | 3,002 | | 3,680 | |
| 収益分配金 | | 0 | | 0 | |
| 受取利息 | | 2 | | 3 | |
| 金銭の信託運用益 | | 1,016 | | 379 | |
| 為替差益 | | 43 | | - | |
| その他 | | 331 | | 336 | |
| 営業外収益計 | | | 4,396 | | 4,400 |
| 営業外費用 | | | | | |
| 支払利息 | ※１ | 56 | | 11 | |
| 時効後支払損引当金繰入額 | | 9 | | 24 | |
| その他 | | 78 | | 132 | |
| 営業外費用計 | | | 145 | | 169 |
| 経常利益 | | | 13,598 | | 22,151 |
| 特別利益 | | | | | |
| 投資有価証券等売却益 | | 59 | | - | |
| 株式報酬受入益 | | 160 | | 203 | |
| 固定資産売却益 | | 10 | | - | |
| 特別利益計 | | | 230 | | 203 |
| 特別損失 | | | | | |
| 投資有価証券売却損 | | 60 | | - | |
| 投資有価証券償還損 | | - | | 51 | |
| 投資有価証券評価損 | | 9 | | 2 | |
| 関係会社株式評価損 | | 2,916 | | 2,491 | |
| 固定資産除却損 | ※３ | 118 | | 17 | |
| 特別損失計 | | | 3,105 | | 2,562 |
| 税引前当期純利益 | | | 10,723 | | 19,792 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | | 3,765 | | 7,608 |
| 法人税等調整額 | | | 446 | | △90 |
| 当期純利益 | | | 6,510 | | 12,273 |

## （３）株主資本等変動計算書

前事業年度(自　平成24年４月１日　至　平成25年３月31日)

（単位：百万円）

| | 株主資本 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | |
| | | | | | その他利益剰余金 | |

| | 資本金 | 資本準備金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金 | 別途積立金 | 繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計 | 株主資本合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 当期首残高 | 17,180 | 11,729 | 11,729 | 685 | 24,606 | 14,320 | 39,611 | 68,521 |
| 当期変動額 | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | △3,090 | △3,090 | △3,090 |
| 当期純利益 | | | | | | 6,510 | 6,510 | 6,510 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | － | － | － | － | － | 3,420 | 3,420 | 3,420 |
| 当期末残高 | 17,180 | 11,729 | 11,729 | 685 | 24,606 | 17,740 | 43,032 | 71,942 |

（単位：百万円）

| | 評価・換算差額等 | | | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|
| | その他有価証券評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 評価・換算差額等合計 | |
| 当期首残高 | 2,693 | 12 | 2,705 | 71,227 |
| 当期変動額 | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | △3,090 |
| 当期純利益 | | | | 6,510 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 1,965 | △43 | 1,922 | 1,922 |
| 当期変動額合計 | 1,965 | △43 | 1,922 | 5,342 |
| 当期末残高 | 4,659 | △30 | 4,628 | 76,570 |

当事業年度(自　平成25年４月１日　至　平成26年３月31日)

（単位：百万円）

| | 株主資本 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | | | |
| | | | | | その他利益剰余金 | | | |
| | 資本金 | 資本準備金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金 | 別途積立金 | 繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計 | 株主資本合計 |
| 当期首残高 | 17,180 | 11,729 | 11,729 | 685 | 24,606 | 17,740 | 43,032 | 71,942 |
| 当期変動額 | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | △3,966 | △3,966 | △3,966 |
| 当期純利益 | | | | | | 12,273 | 12,273 | 12,273 |

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | － | － | － | － | － | 8,307 | 8,307 | 8,307 |
| 当期末残高 | 17,180 | 11,729 | 11,729 | 685 | 24,606 | 26,048 | 51,339 | 80,249 |

（単位：百万円）

| | 評価・換算差額等 | | | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|
| | その他有価証券評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 評価・換算差額等合計 | |
| 当期首残高 | 4,659 | △30 | 4,628 | 76,570 |
| 当期変動額 | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | △3,966 |
| 当期純利益 | | | | 12,273 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 2,020 | 30 | 2,051 | 2,051 |
| 当期変動額合計 | 2,020 | 30 | 2,051 | 10,358 |
| 当期末残高 | 6,679 | － | 6,679 | 86,929 |

[重要な会計方針]

| | |
|---|---|
| １．有価証券の評価基準及び評価方法 | (1)子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法<br><br>(2) その他有価証券<br>時価のあるもの … 決算日の市場価格等に基づく時価法<br>(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております)<br>時価のないもの … 移動平均法による原価法 |
| ２．金銭の信託の評価基準及び評価方法 | 時価法 |
| ３．固定資産の減価償却の方法 | (1) 有形固定資産<br>定率法を採用しております。ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物(附属設備を除く)については、定額法によっております。<br>主な耐用年数は以下の通りであります。<br>建物 38～50年<br>附属設備 ８～15年<br>構築物 20年<br>器具備品 ４～15年<br><br>(2) 無形固定資産及び投資その他の資産<br>定額法を採用しております。ただし、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間に基づく定額法によっております。 |

| | |
|---|---|
| ４．引当金の計上基準 | (1) 貸倒引当金<br>一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。<br><br>(2) 賞与引当金<br>賞与の支払に備えるため、支払見込額を計上しております。<br><br>(3) 退職給付引当金<br>従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。<br>① 退職給付見込額の期間帰属方法<br>退職給付の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。<br>② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法<br>確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。<br>退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。<br><br>(4) 時効後支払損引当金<br>時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。 |
| ５．消費税等の会計処理方法 | 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当期の費用として処理しております。 |
| ６．連結納税制度の適用 | 連結納税制度を適用しております。 |

[未適用の会計基準等]

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年５月17日）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成24年５月17日）

(1) 概要

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の処理方法、退職給付債務及び勤務費用の計算方法並びに開示の拡充等について改正されました。

(2) 適用予定日

退職給付債務及び勤務費用の計算方法の改正については、平成27年３月期の期首から適用します。

なお、当該会計基準等には経過的な取り扱いが定められているため、過去の期間の財務諸表に対しては遡及適用しません。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

退職給付債務及び勤務費用の計算方法の改正による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

[注記事項]

◇　貸借対照表関係

| 前事業年度末<br>(平成25年３月31日) | 当事業年度末<br>(平成26年３月31日) |
|---|---|
| ※１．関係会社に対する資産及び負債<br>区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。<br>未払金 2,368百万円<br>未払費用 1,584<br><br>※２．有形固定資産より控除した減価償却累計額<br>建物 518百万円<br>器具備品 2,524<br>合計 3,043 | ※１．関係会社に対する資産及び負債<br>区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。<br>未払金 4,601百万円<br>未払費用 1,607<br><br>※２．有形固定資産より控除した減価償却累計額<br>建物 565百万円<br>器具備品 2,849<br>合計 3,414 |

◇　損益計算書関係

| 前事業年度<br>(自　平成24年４月１日<br>至　平成25年３月31日) | 当事業年度<br>(自　平成25年４月１日<br>至　平成26年３月31日) |
|---|---|
| ※１．関係会社に係る注記<br>区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。<br>受取配当金 2,922百万円<br>支払利息 44<br><br>※２．役員報酬の範囲額<br>役員報酬は報酬委員会決議に基づき支給されております。<br><br>※３．固定資産除却損<br>建物 5百万円<br>器具備品 23<br>ソフトウェア 89<br>合計 118 | ※１．関係会社に係る注記<br>区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。<br>受取配当金 3,568百万円<br>支払利息 5<br><br>※２．役員報酬の範囲額<br>(同左)<br><br>※３．固定資産除却損<br>建物 -百万円<br>器具備品 6<br>ソフトウェア 11<br>合計 17 |

◇　株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自　平成24年４月１日　至　平成25年３月31日)

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末株式数 |
|---|---|---|---|---|
| 普通株式 | 5,150,693株 | ― | ― | 5,150,693株 |

２．剰余金の配当に関する事項

（１）配当金支払額

平成24年５月16日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

| | |
|---|---|
| 配当金の総額 | 3,090百万円 |
| １株当たり配当額 | 600円 |
| 基準日 | 平成24年３月31日 |
| 効力発生日 | 平成24年６月１日 |

（２）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成25年５月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

| | |
|---|---|
| 配当金の総額 | 3,966百万円 |
| 配当の原資 | 利益剰余金 |
| １株当たり配当額 | 770円 |
| 基準日 | 平成25年３月31日 |
| 効力発生日 | 平成25年６月21日 |

当事業年度(自　平成25年４月１日　至　平成26年３月31日)

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末株式数 |
|---|---|---|---|---|
| 普通株式 | 5,150,693株 | － | － | 5,150,693株 |

２．剰余金の配当に関する事項

（１）配当金支払額

平成25年５月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

| | |
|---|---|
| 配当金の総額 | 3,966百万円 |
| 配当の原資 | 利益剰余金 |
| １株当たり配当額 | 770円 |
| 基準日 | 平成25年３月31日 |
| 効力発生日 | 平成25年６月21日 |

（２）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成26年５月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

| | |
|---|---|
| 配当金の総額 | 10,043百万円 |
| 配当の原資 | 利益剰余金 |
| １株当たり配当額 | 1,950円 |
| 基準日 | 平成26年３月31日 |
| 効力発生日 | 平成26年６月２日 |

◇　金融商品関係

前事業年度（自 平成24年４月１日　至 平成25年３月31日）

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を投資有価証券として、あるいは特定金銭信託を通じ保有しております。直接または特定金銭信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資有価証券保有残高の範囲内で行

うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（２）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

投資有価証券として、あるいは特定金銭信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物、スワップ取引などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成25年３月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

（単位：百万円）

| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|---|---|---|---|
| (1)現金・預金 | 333 | 333 | - |
| (2)金銭の信託 | 51,061 | 51,061 | - |
| (3)未収委託者報酬 | 8,651 | 8,651 | - |
| (4)有価証券及び投資有価証券 | | | |
| その他有価証券 | 12,678 | 12,678 | - |
| (5)関係会社株式 | 3,064 | 104,822 | 101,758 |
| 資産計 | 75,789 | 177,548 | 101,758 |
| (6)短期借入金 | 3,000 | 3,000 | - |
| (7)関係会社短期借入金 | 2,000 | 2,000 | - |
| (8)未払金 | 6,481 | 6,481 | - |
| 未払収益分配金 | 3 | 3 | - |
| 未払償還金 | 42 | 42 | - |
| 未払手数料 | 3,764 | 3,764 | - |
| その他未払金 | 2,671 | 2,671 | - |
| (9)未払費用 | 6,979 | 6,979 | - |
| (10)未払法人税等 | 763 | 763 | - |
| 負債計 | 19,224 | 19,224 | - |
| (11)デリバティブ取引（＊） | | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| ヘッジ会計が適用されていないもの | - | - | - |
| ヘッジ会計が適用されているもの | 3 | 3 | - |
| デリバティブ取引計 | 3 | 3 | - |

（＊）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金・預金、(3)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価格、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価格によっております。また、譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、帳簿価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(5) 関係会社株式

取引所の価格によっております。

(6) 短期借入金、(7) 関係会社短期借入金、(8) 未払金、(9) 未払費用、(10) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(11) デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記を参照ください。

注2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券883百万円、関係会社株式9,028百万円）は、市場価格がなく、かつキャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。なお、当事業年度において、非上場株式について2,916百万円減損処理を行っております。

注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

| | 1年以内 | 1年超<br>5年以内 | 5年超<br>10年以内 | 10年超 |
|---|---|---|---|---|
| 預金 | 333 | - | - | - |
| 金銭の信託 | 51,061 | - | - | - |
| 未収委託者報酬 | 8,651 | - | - | - |
| 有価証券及び投資有価証券 | 4,500 | - | - | - |
| 合計 | 64,547 | - | - | - |

当事業年度（自 平成25年４月１日　至 平成26年３月31日）

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金銭信託を通じ保有しております。特定金銭信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバディブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（２）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金銭信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物、スワップ取引などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成26年３月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|---|---|---|---|
| (1)現金・預金 | 247 | 247 | - |
| (2)金銭の信託 | 51,758 | 51,758 | - |
| (3)未収委託者報酬 | 10,741 | 10,741 | - |
| (4)有価証券及び投資有価証券 | | | |
| その他有価証券 | 22,467 | 22,467 | - |
| (5)関係会社株式 | 3,064 | 141,441 | 138,377 |
| 資産計 | 88,278 | 226,656 | 138,377 |
| (6)未払金 | 9,720 | 9,720 | - |
| 未払収益分配金 | 2 | 2 | - |
| 未払償還金 | 33 | 33 | - |
| 未払手数料 | 4,493 | 4,493 | - |
| その他未払金 | 5,191 | 5,191 | - |
| (7)未払費用 | 8,420 | 8,420 | - |
| (8)未払法人税等 | 1,960 | 1,960 | - |
| 負債計 | 20,100 | 20,100 | - |

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金、(3)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価格、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によってます。また、譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、帳簿価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(5) 関係会社株式

取引所の価格によっております。

(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券1,080百万円、関係会社株式6,545百万円）は、市場価

格がなく、かつキャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。なお、当事業年度において、非上場株式について2,494百万円減損処理を行っております。

注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

| | 1年以内 | 1年超<br>5年以内 | 5年超<br>10年以内 | 10年超 |
|---|---|---|---|---|
| 預金 | 247 | - | - | - |
| 金銭の信託 | 51,758 | - | - | - |
| 未収委託者報酬 | 10,741 | - | - | - |
| 有価証券 | 11,800 | - | - | - |
| 合計 | 74,547 | - | - | - |

◇　有価証券関係

前事業年度　（自　平成24年４月１日　至　平成25年３月31日）

１．売買目的有価証券(平成25年３月31日)
該当事項はありません。

２．満期保有目的の債券(平成25年３月31日)
該当事項はありません。

３．子会社株式及び関連会社株式(平成25年３月31日)

| 区分 | 貸借対照表<br>計上額<br>(百万円) | 時価<br>(百万円) | 差額<br>(百万円) |
|---|---|---|---|
| 関連会社株式 | 3,064 | 104,822 | 101,758 |
| 合計 | 3,064 | 104,822 | 101,758 |

４．その他有価証券(平成25年３月31日)

| 区分 | 貸借対照表<br>計上額<br>(百万円) | 取得原価<br>(百万円) | 差額<br>(百万円) |
|---|---|---|---|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | | | |
| 株式 | 7,534 | 282 | 7,251 |
| 小計 | 7,534 | 282 | 7,251 |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | | | |
| 投資信託(※１) | 644 | 645 | △0 |
| 譲渡性預金 | 4,500 | 4,500 | ― |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 小計 | 5,144 | 5,145 | △0 |
| 合計 | 12,678 | 5,427 | 7,250 |

（※１） 当事業年度末において、投資有価証券に係る為替変動リスクをヘッジするための為替予約取引についてヘッジ会計を適用しております。対応する繰延ヘッジ損失は30百万円（税効果会計適用後）であり、貸借対照表に計上しております。

５．事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成24年４月１日　至 平成25年３月31日）

| 区分 | 売却額(百万円) | 売却益の合計額(百万円) | 売却損の合計額(百万円) |
|---|---|---|---|
| 株式 | 21 | 6 | ― |
| 投資信託 | 708 | ― | 60 |
| 合計 | 730 | 6 | 60 |

当事業年度 （自 平成25年４月１日　至 平成26年３月31日）

１．売買目的有価証券(平成26年３月31日)
該当事項はありません。

２．満期保有目的の債券(平成26年３月31日)
該当事項はありません。

３．子会社株式及び関連会社株式(平成26年３月31日)

| 区分 | 貸借対照表計上額(百万円) | 時価(百万円) | 差額(百万円) |
|---|---|---|---|
| 関連会社株式 | 3,064 | 141,441 | 138,377 |
| 合計 | 3,064 | 141,441 | 138,377 |

４．その他有価証券(平成26年３月31日)

| 区分 | 貸借対照表計上額(百万円) | 取得原価(百万円) | 差額(百万円) |
|---|---|---|---|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | | | |
| 株式 | 10,667 | 282 | 10,384 |
| 小計 | 10,667 | 282 | 10,384 |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | | | |
| 譲渡性預金 | 11,800 | 11,800 | ― |
| 小計 | 11,800 | 11,800 | ― |
| 合計 | 22,467 | 12,082 | 10,384 |

## ５．事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成25年４月１日　至 平成26年３月31日）

| 区分 | 売却額(百万円) | 売却益の合計額(百万円) | 売却損の合計額(百万円) |
|---|---|---|---|
| 株式 | － | － | － |
| 投資信託 | 761 | － | 51 |
| 合計 | 761 | － | 51 |

（注）投資信託の「売却額」及び「売却損の合計額」は償還によるものであります。

◇　退職給付関係

前事業年度(自　平成24年４月１日　至　平成25年３月31日)

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

２．退職給付債務に関する事項(平成25年３月31日)

| | |
|---|---|
| イ．退職給付債務 | △15,209百万円 |
| ロ．年金資産 | 12,456 |
| ハ．未積立退職給付債務(イ＋ロ) | △2,752 |
| ニ．会計基準変更時差異の未処理額 | － |
| ホ．未認識数理計算上の差異 | 2,471 |
| ヘ．未認識過去勤務債務(債務の増額) | △532 |
| ト．貸借対照表計上額純額(ハ＋ニ＋ホ＋ヘ) | △813 |
| チ．前払年金費用 | － |
| リ．退職給付引当金(ト－チ) | △813 |

３．退職給付費用に関する事項(自　平成24年４月１日　至　平成25年３月31日)

| | |
|---|---|
| イ．勤務費用 | 608百万円 |
| ロ．利息費用 | 251 |
| ハ．期待運用収益 | △237 |
| ニ．会計基準変更時差異の費用処理額 | － |
| ホ．数理計算上の差異の費用処理額 | 304 |
| ヘ．過去勤務債務の費用処理額 | △40 |
| ト．退職給付費用(イ＋ロ＋ハ＋ニ＋ホ＋ヘ) | 885 |
| チ．その他(注) | 170 |
| 計 | 1,055 |

(注) 確定拠出年金への掛金支払額等であります。

４．退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

| | |
|---|---|
| イ．　退職給付見込額の期間配分方法 | 期間定額基準 |
| ロ．　割引率 | 1.5% |
| ハ．　期待運用収益率 | 2.5% |
| ニ．　過去勤務債務の額の処理年数 | 16年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、費用処理することとしております。) |
| ホ．　数理計算上の差異の処理年数 | (1) 退職一時金に係るもの<br>１年(発生時の翌期に費用処理することとしております。)<br>(2) 退職年金に係るもの<br>16年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、翌期から費用処理することとしております。) |
| ヘ．　会計基準変更時差異の処理年数 | 該当はありません。 |

当事業年度(自　平成25年４月１日　至　平成26年３月31日)

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

２．確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

| | |
|---|---|
| 退職給付債務の期首残高 | 15,209 百万円 |
| 勤務費用 | 750 |
| 利息費用 | 228 |
| 数理計算上の差異の発生額 | △25 |
| 退職給付の支払額 | △494 |
| その他 | 11 |
| 退職給付債務の期末残高 | 15,680 |

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

| | |
|---|---|
| 年金資産の期首残高 | 12,456 百万円 |
| 期待運用収益 | 311 |
| 数理計算上の差異の発生額 | 428 |
| 事業主からの拠出額 | 2,065 |
| 退職給付の支払額 | △475 |
| 年金資産の期末残高 | 14,786 |

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

| | |
|---|---|
| 積立型制度の退職給付債務 | 13,485 百万円 |
| 年金資産 | △14,786 |
| | △1,301 |
| 非積立型制度の退職給付債務 | 2,194 |
| 未積立退職給付債務 | 893 |
| 未認識数理計算上の差異 | △1,733 |
| 未認識過去勤務費用 | 492 |
| 貸借対照表上に計上された負債と資産の純額 | △347 |
| 前払年金費用 | △347 |
| 貸借対照表上に計上された負債と資産の純額 | △347 |

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

| | |
|---|---|
| 勤務費用 | 750 百万円 |
| 利息費用 | 228 |
| 期待運用収益 | △311 |
| 数理計算上の差異の費用処理額 | 284 |
| 過去勤務費用の費用処理額 | △40 |
| その他 | △12 |
| 確定給付制度に係る退職給付費用 | 899 |

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

| | |
|---|---|
| 債券 | 30% |
| 株式 | 18% |
| 受益証券等 | 14% |
| 生保一般勘定 | 19% |
| その他 | 19% |
| 合計 | 100% |

②長期期待運用収益率の設定方法
年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項
当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

| | |
|---|---|
| 割引率 | 1.6% |
| 長期期待運用収益率 | 2.5% |

３．確定拠出制度
当社の確定拠出制度への要拠出額は、170百万円でした。

◇　税効果会計関係

| 前事業年度末<br>(平成25年３月31日) | | 当事業年度末<br>(平成26年３月31日) | |
|---|---|---|---|
| １．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 | | １．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 | |
| 繰延税金資産 | 百万円 | 繰延税金資産 | 百万円 |
| 関係会社株式評価減 | 1,050 | 関係会社株式評価減 | 1,947 |
| 賞与引当金 | 1,181 | 賞与引当金 | 1,434 |
| 所有株式税務簿価通算差異 | 776 | 所有株式税務簿価通算差異 | 776 |
| 投資有価証券評価減 | 501 | 投資有価証券評価減 | 502 |
| 未払事業税 | 184 | 未払事業税 | 425 |
| ゴルフ会員権評価減 | 408 | ゴルフ会員権評価減 | 408 |
| 減価償却超過額 | 208 | 減価償却超過額 | 206 |
| 時効後支払損引当金 | 178 | 時効後支払損引当金 | 181 |
| 子会社株式売却損 | 172 | 子会社株式売却損 | 172 |
| 未払社会保険料 | 90 | 未払社会保険料 | 100 |
| 退職給付引当金 | 292 | 退職給付引当金 | - |
| 繰延ヘッジ損失 | 18 | 繰延ヘッジ損失 | - |
| その他 | 124 | その他 | 126 |
| 繰延税金資産小計 | 5,189 | 繰延税金資産小計 | 6,284 |
| 評価性引当金 | △2,704 | 評価性引当金 | △3,602 |
| 繰延税金資産計 | 2,485 | 繰延税金資産計 | 2,681 |
| 繰延税金負債 | | 繰延税金負債 | |
| 有価証券評価差額金 | 2,620 | 有価証券評価差額金 | 3,757 |
| 前払年金費用 | - | 前払年金費用 | 125 |
| 繰延税金負債計 | 2,620 | 繰延税金負債計 | 3,882 |
| 繰延税金負債(純額) | 135 | 繰延税金負債(純額) | 1,200 |
| ２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 | | ２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 | |
| 法定実効税率 | 38.0% | 法定実効税率 | 38.0% |
| (調整) | | (調整) | |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 0.5% | 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 0.4% |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | △10.1% | 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | △6.7% |
| 住民税等均等割 | 0.0% | 住民税等均等割 | 0.0% |
| タックスヘイブン税制 | 2.1% | タックスヘイブン税制 | 1.4% |
| 外国税額控除 | △0.0% | 外国税額控除 | △0.3% |
| 税率変更による期末繰延税金資産の減額修正 | -% | 税率変更による期末繰延税金資産の減額修正 | 0.5% |
| 関係会社株式評価減 | 10.3% | 関係会社株式評価減 | 4.7% |
| その他 | △1.6% | その他 | △0.1% |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 39.2% | 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 37.9% |

| | |
|---|---|
| | ３．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正<br>「所得税法等の一部を改正する法律」が平成26年３月31日に公布され、平成26年４月１日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないこととなりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、平成26年４月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異について、前事業年度の38%から36%に変更されております。<br>この変更により、繰延税金負債の純額が111百万円増加し、法人税等調整額（貸方）は111百万円減少しております。 |

◇　セグメント情報等

前事業年度(自　平成24年４月１日　至　平成25年３月31日)

１．セグメント情報
当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

２．関連情報
（１）製品・サービスごとの情報
当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（２）地域ごとの情報
① 売上高
本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。
② 有形固定資産
本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（３）主要な顧客ごとの情報
外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度(自　平成25年４月１日　至　平成26年３月31日)

１．セグメント情報
当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

２．関連情報
（１）製品・サービスごとの情報
当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（２）地域ごとの情報
① 売上高
本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域

ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（３）主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

◇ 関連当事者情報

前事業年度(自　平成24年４月１日　至　平成25年３月31日)

１．関連当事者との取引

（ア）親会社及び法人主要株主等

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(百万円) | 科目 | 期末残高(百万円) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 親会社 | 野村ホールディングス株式会社 | 東京都中央区 | 594,492(百万円) | 持株会社 | (被所有)直接100.0% | 資産の賃貸借及び購入等役員の兼任 | 資金の借入(*１) | 59,500 | 短期借入金 | 2,000 |
| | | | | | | | 資金の返済 | 66,000 | | |
| | | | | | | | 借入金利息の支払 | 44 | 未払費用 | 0 |

（イ）子会社等

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(百万円) | 科目 | 期末残高(百万円) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 関連会社 | 株式会社野村総合研究所 | 東京都千代田区 | 18,600(百万円) | 情報サービス業 | (所有)直接21.6% | サービス・製品の購入 | 自社利用のソフトウェア開発の委託等(*２) | 4,433 | 未払費用 | 706 |

（ウ）兄弟会社等

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(百万円) | 科目 | 期末残高(百万円) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 親会社の子会社 | 野村證券株式会社 | 東京都中央区 | 10,000(百万円) | 証券業 | ― | 当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 | 投資信託に係る事務代行手数料の支払(*３) | 30,983 | 未払手数料 | 3,105 |

| | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 親会社の子会社 | 野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社 | 東京都中央区 | 400(百万円) | 投資顧問業 | ― | 当社投資信託の運用委託役員の兼任 | 投資信託の運用に係る投資顧問料の支払(*4) | 1,941 | 未払費用 | 827 |
| 親会社の子会社 | 野村信託銀行株式会社 | 東京都千代田区 | 30,000(百万円) | 信託銀行業 | ― | 資産の賃貸借及び購入等役員の兼任 | 資金の借入(*1) | 3,000 | 短期借入金 | 3,000 |
| | | | | | | | 借入金利息の支払 | 12 | 未払費用 | ― |

（エ）役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注)１．上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
２．取引条件及び取引条件の決定方針等
(*1)　資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
(*2)　ソフトウェア開発については、調査・研究に要する費用や開発工数等を勘案し、総合的に決定しております。
(*3)　投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。
(*4)　投資信託の運用に係る投資顧問料については、一般取引条件と同様に決定しております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

（１）親会社情報

野村ホールディングス㈱（東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

（２）重要な関連会社の要約財務諸表

当事業年度において、重要な関連会社は㈱野村総合研究所であり、その要約財務諸表は以下のとおりであります。

| | (百万円)<br>㈱野村総合研究所 |
|---|---|
| 流動資産合計 | 173,289 |
| 固定資産合計 | 239,585 |
| 流動負債合計 | 119,860 |
| 固定負債合計 | 20,742 |
| 純資産合計 | 272,272 |
| 売上高 | 337,340 |
| 税引前当期純利益 | 34,116 |
| 当期純利益 | 21,546 |

当事業年度(自　平成25年４月１日　至　平成26年３月31日)

## １．関連当事者との取引

### （ア）親会社及び法人主要株主等

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(百万円) | 科目 | 期末残高(百万円) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 親会社 | 野村ホールディングス株式会社 | 東京都中央区 | 594,492(百万円) | 持株会社 | (被所有)直接100.0% | 資産の賃貸借及び購入等<br>役員の兼任 | 資金の借入(*１) | 8,000 | 短期借入金 | ― |
| | | | | | | | 資金の返済 | 10,000 | | |
| | | | | | | | 借入金利息の支払 | 5 | 未払費用 | ― |

### （イ）子会社等

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(百万円) | 科目 | 期末残高(百万円) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 関連会社 | 株式会社野村総合研究所 | 東京都千代田区 | 18,600(百万円) | 情報サービス業 | (所有)直接21.5% | サービス・製品の購入 | 自社利用のソフトウェア開発の委託等(*２) | 5,073 | 未払費用 | 716 |

### （ウ）兄弟会社等

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(百万円) | 科目 | 期末残高(百万円) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 親会社の子会社 | 野村證券株式会社 | 東京都中央区 | 10,000(百万円) | 証券業 | ― | 当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等<br>役員の兼任 | 投資信託に係る事務代行手数料の支払(*３) | 36,867 | 未払手数料 | 3,854 |
| 親会社の子会社 | 野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社 | 東京都中央区 | 400(百万円) | 投資顧問業 | ― | 当社投資信託の運用委託<br>役員の兼任 | 投資信託の運用に係る投資顧問料の支払(*４) | 1,959 | 未払費用 | 760 |
| 親会社の子会社 | 野村信託銀行株式会社 | 東京都千代田区 | 30,000(百万円) | 信託銀行業 | ― | 資産の賃貸借及び購入等<br>役員の兼任 | 資金の返済 | 3,000 | 短期借入金 | ― |
| | | | | | | | 借入金利息の支払 | 6 | 未払費用 | ― |

### （エ）役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1．上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2．取引条件及び取引条件の決定方針等
(*1) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
(*2) ソフトウェア開発については、調査・研究に要する費用や開発工数等を勘案し、総合的に決定しております。
(*3) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。
(*4) 投資信託の運用に係る投資顧問料については、一般取引条件と同様に決定しております。

## 2．親会社又は重要な関連会社に関する注記

### （1）親会社情報

野村ホールディングス㈱（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

### （2）重要な関連会社の要約財務諸表

当事業年度において、重要な関連会社は㈱野村総合研究所であり、その要約財務諸表は以下のとおりであります。

| | (百万円)<br>㈱野村総合研究所 |
|---|---|
| 流動資産合計 | 191,892 |
| 固定資産合計 | 249,548 |
| 流動負債合計 | 84,950 |
| 固定負債合計 | 55,262 |
| 純資産合計 | 301,227 |
| 売上高 | 355,777 |
| 税引前当期純利益 | 47,854 |
| 当期純利益 | 28,759 |

◇　1株当たり情報

| 前事業年度<br>(自　平成24年４月１日<br>至　平成25年３月31日) | 当事業年度<br>(自　平成25年４月１日<br>至　平成26年３月31日) |
|---|---|
| １株当たり純資産額　14,866円12銭<br>１株当たり当期純利益　1,264円08銭 | １株当たり純資産額　16,877円25銭<br>１株当たり当期純利益　2,382円87銭 |
| 潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。<br><br>１株当たり当期純利益の算定上の基礎<br>損益計算書上の当期純利益　6,510百万円<br>普通株式に係る当期純利益　6,510百万円<br>普通株主に帰属しない金額の主要な内訳<br>該当事項はありません。<br>普通株式の期中平均株式数　5,150,693株 | 潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。<br><br>１株当たり当期純利益の算定上の基礎<br>損益計算書上の当期純利益　12,273百万円<br>普通株式に係る当期純利益　12,273百万円<br>普通株主に帰属しない金額の主要な内訳<br>該当事項はありません。<br>普通株式の期中平均株式数　5,150,693株 |

## 第２【その他の関係法人の概況】

### １名称、資本金の額及び事業の内容

＜更新後＞

(1)受託者

| (a)名称 | (b)資本金の額* | (c)事業の内容 |
|---|---|---|
| 野村信託銀行株式会社 | 30,000百万円 | 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。 |

＊　平成26年8月末現在

(2)販売会社

| (a)名称 | (b)資本金の額* | (c)事業の内容 |
|---|---|---|
| 野村證券株式会社 | 10,000百万円 | 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |

＊　平成26年8月末現在

(3)投資顧問会社

| (a)名称 | (b)資本金の額* | (c)事業の内容 |
|---|---|---|
| 野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社 | 400百万円 | 「金融商品取引法」に定める投資運用業などを営んでいます。 |

＊　平成26年6月末現在

# 独 立 監 査 人 の 中 間 監 査 報 告 書

平成26年10月6日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会　御中

## 新日本有限責任監査法人

| | | | |
|---|---|---|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 岩部　俊夫 | |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 森重　寛 | |

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているノムラファンドマスターズ日本小型株の平成26年2月18日から平成26年8月17日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ノムラファンドマスターズ日本小型株の平成26年8月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成26年2月18日から平成26年8月17日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

---

（注）1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

# 独立監査人の監査報告書

平成26年6月6日

野村アセットマネジメント株式会社
取　締　役　会　　御　中

新日本有限責任監査法人

| | | |
|---|---|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 岩　部　俊　夫 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 森　重　俊　寛 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 湯　原　　尚 |

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の平成２５年４月１日から平成２６年３月３１日までの第５５期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の平成２６年３月３１日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

---

(注)　１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。